

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2021 年 2 月 3 日

株式会社 P R T I M E S

2021 年 2 月 3 日

株式会社 P R T I M E S
代表取締役 山口 拓己

吸収合併に関する事後開示書面

当社は、2020 年 12 月 11 日付けで株式会社 i s m（以下、「i s m」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2021 年 2 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、i s mを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。

本吸収合併に関する事項は、下記のとおりです。

記

1. 効力発生日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

本吸収合併は、2021 年 2 月 1 日に効力を生じました。

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

（1）吸収合併をやめることの請求

i s mの株主は当社 1 社のみのため、消滅会社に対し、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

（2）反対株主の買取請求

i s mの株主は当社 1 社のみのため、会社法第 785 条の規定に基づく手続は実施しておりません。

（3）新株予約権買取請求

i s mは、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

（4）債権者の異議

i s mは、会社法第 789 条第 2 項の規定により、2020 年 12 月 16 日付で債権者に対する官報公告を行い、また、同日付で知れたる債権者に対して個別催告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

（1）吸収合併をやめることの請求

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併に該当するため、会社法第 796 条の 2 のただし書により、該当事項はございません。

（2）反対株主の株式買取請求

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併に該当するため、会社法第 797 条第 1 項のただし書により、同条第 1 項本文に定める手続について、該当事項はございません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第799条第2項および第3項の規定により、2020年12月16日付の官報および同日付の電子公告において、債権者に対し、本吸収合併に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本吸収合併の効力発生日をもって、i s mからその権利義務の一切を承継いたしました。

5. 吸収合併消滅会社の事前開示書面

i s mの事前開示書類は別紙の通りです。

6. 変更登記日

本吸収合併による当社の変更登記およびi s mの解散登記申請は2021年2月9日を予定しています。

7. その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸収合併に関する事前開示書面

2020 年 12 月 15 日

株式会社 i s m

2020 年 12 月 15 日

株式会社 i s m
代表取締役 鈴木碩子

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併消滅会社／会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前開示書面)

当社は、2020 年 12 月 11 日付けで株式会社 P R T I M E S との間で締結した吸収合併契約に基づき、2021 年 2 月 1 日を効力発生日として、株式会社 P R T I M E S を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うこととしました。本吸収合併に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

【別紙 1】のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 新株予約権の対価の定め相当性に関する事項

吸収合併消滅会社である当社は、新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

株式会社 P R T I M E S は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生後の株式会社 P R T I M E S の資産の額は、債務の額を十分に上回ることは見込まれます。また、本吸収合併後の株式会社 P R T I M E S の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

したがって、本吸収合併後における株式会社 P R T I M E S の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

合併契約書

株式会社PR TIMES（以下「甲」という）及び株式会社ism（以下「乙」という）は、次の通り合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（合併）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、本契約に従い吸収合併（以下「本合併」という）する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

本合併に係る合併当事会社の商号及び住所は、次の通りである。

①吸収合併存続会社

商号 株式会社PR TIMES

住所 東京都港区南青山二丁目27番25号

②吸収合併消滅会社

商号 株式会社ism

住所 東京都港区南青山二丁目27番25号

第3条（効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という）は、2021年2月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを合意により変更することができる。

第4条（合併対価の交付及び割当て）

甲は、乙の全株式を所有しており、本合併では甲の株式の割当て及び交付は行わず、その他一切の対価を交付しない。

第5条（権利義務の承継）

甲は、効力発生日における乙の当該事業に関する資産、負債及びこれらに付随する権利義務の一切を承継する。

第6条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第7条（合併形態）

本合併は甲においては会社法第796条第2項に定める簡易吸収合併、また、乙においては会社法第784条第1項に定める略式吸収合併に該当することを甲乙相互に確認する。

第8条（合併承認取締役会等）

甲及び乙は、2020年12月11日に、本契約書の承認決議又は決定及び本合併に必要な事項についての決議又は決定を行うものとする。ただし、合併手続上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、開催期日

を変更することができる。

第9条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財政状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、又は本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙協議し合意の上、合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、第8条に定める甲の吸収合併契約承認取締役会における承認若しくは乙の吸収合併契約承認に係る取締役の決定又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第11条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲及び乙が協議のうえこれを決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2020年12月11日

甲 東京都港区南青山二丁目27番25号
ヒューリック南青山ビル3階
株式会社PR TIMES
代表取締役 山口 拓己

乙 東京都港区南青山二丁目27番25号
ヒューリック南青山ビル3階
株式会社ism
代表取締役 鈴木 碩子